

地方独立行政法人法の改正に伴う不要財産の処分について

1 法改正の趣旨

地方独立行政法人が保有する財産のうち、業務の見直し、社会情勢の変化等により、県からの出資又は支出に係るもの(対象となる資産は別紙参照)が業務を実施する上で必要がなくなった場合において、当該財産が公費により取得された財産であることに照らし、当該財産の出資等を行った県においてこれを有効活用することができるようにするため県へ納付しなければならないものとされた。(平成26年4月1日施行)

また、地方独立行政法人は、業務に実施する上で必要がなくなることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画を中期計画に記載することとされた。

2 納付の対象となる財産の範囲

県が設立した地方独立行政法人は、その保有する重要な財産のうち次に掲げるものが不要となった場合において、当該財産が県からの出資等に係るものであるときは、知事の認可を受けて、これを県に納付しなければならない。

- ① 財産の帳簿価額が50万円以上のもの
- ② ①に掲げる財産以外の財産であって、その譲渡により生じる収入の額が50万円以上となることが見込まれるもの

3 納付の手続き

地方独立行政法人が不要となった財産を県に納付する際には、評価委員会の意見を聴いて、議会の議決を経て知事が認可する。

4 県立病院機構の対応

県立病院機構へは、改正の内容を伝えてあり、県からの出資又は支出に係る財産であって、業務を実施するに当たり、不要となる財産の有無について確認を行うよう求めるとともに、用途を明確にするよう求めているところである。